

## 武蔵野市パートナーシップ制度素案

### ○パブリックコメント募集

募集期間：令和3年6月15日(火)から令和3年6月30日(水)まで(必着)

提出方法：氏名・住所・電話番号を明記のうえ、Eメール、FAX、郵送、直接持参  
いずれかの方法でご提出ください。

提出先：武蔵野市市民部市民活動推進課男女平等推進センター

〒180-0022 武蔵野市境2-3-7 市民会館1階

開館時間 午前9時～午後10時(木曜休館)

\*緊急事態宣言中は、午後8時に閉館しています。

Eメール：[danjo@city.musashino.lg.jp](mailto:danjo@city.musashino.lg.jp)

TEL：0422-37-3410/FAX：0422-38-6239

配布：男女平等推進センター、市政資料コーナー、各市政センター  
各図書館、コミュニティセンター  
※市ホームページに掲載

令和3(2021)年6月

武蔵野市

# 目次

はじめに .....	1
<b>第1章 条例(改正)に関わる事項 .....</b>	<b>2</b>
1 前文 .....	2
2 パートナーシップ制度の定義 .....	3
3 市の責務 .....	3
4 市民の責務 .....	3
5 事業者等の責務 .....	4
6 市、市民、事業者等の禁止事項 .....	4
7 パートナーシップ制度の実施 .....	4
<b>第2章 規則に関わる事項 .....</b>	<b>6</b>
1 パートナーシップの届出をすることができる者 .....	6
2 届出の方法 .....	7
3 通称名の使用 .....	8
4 受理証等の交付 .....	8
5 届出等事項の変更 .....	9
6 受理証等の再交付 .....	9
7 受理証等の返還 .....	10
8 受理証等の取消等 .....	10
9 届出等に係る書類の保存期間 .....	11
<b>参考資料 .....</b>	<b>12</b>
武蔵野市男女平等の推進に関する条例 .....	12

## はじめに

本市では「全ての人々が、互いの人権を尊重し、多様な性の在り方に関する理解を深めることで、性別等にかかわらず、それぞれの個性と能力を十分に発揮できる男女平等社会を実現し、次世代につないでいく」ことを目的として、平成 29（2017）年に「武蔵野市男女平等の推進に関する条例」を制定しました。

平成 31(2019)年 3 月に策定した武蔵野市第四次男女平等推進計画では、「性の多様性を理解し尊重する意識・体制づくり」を基本施策に掲げ、パートナーシップ制度の導入を検討することを明記しました。

また、令和 2(2020)年 4 月に策定した「武蔵野市第六期長期計画」では、基本施策の一つに「多様性を認め合い尊重し合う平和な社会の構築」を掲げ、パートナーシップ制度の導入を検討することを明記しました。同年 6 月 5 日には市長から武蔵野市男女平等推進審議会に「パートナーシップ制度導入に関することについて」諮問をし、その答申を令和 3（2021）年 3 月 29 日に受けました。

このたび、答申を踏まえて本市としてのパートナーシップ制度の素案をまとめましたので、広く市民の皆様にご意見を伺います。なお、パートナーシップ制度の根拠は、「男女平等の推進に関する条例」を改正して、条例内に位置付けること、また、手続等については条例から委任を受けた規則で定めることを想定しているため、本素案も条例改正に関わる部分と規則に関わる部分に分けて整理をしています。

今後は、本素案に対していただいたご意見を踏まえて、条例改正案を作成し、市議会に上程する予定です。

## 第1章 条例(改正)に関わる事項

この章では、パートナーシップ制度を導入するにあたって、「武蔵野市男女平等の推進に関する条例(平成29年3月22日条例第1号)」の改正により規定する事項とその考え方、また、その事項が現条例のどこに関連するものであるかを示しています。

### 1 前文

・現条例は、多様な性の在り方を包摂した内容となっておりますが、条例内に新たにパートナーシップ制度を規定するにあたり、条例前文における課題等の記述を補強するため、下線部を追記します。

(略)しかしながら、今なお、性別等(※)による固定的な役割分担の意識、当該役割分担が反映された社会的慣行、性別等に起因する差別や暴力、政策等への参画格差、賃金格差、教育格差等、多くの課題が残されている。少子高齢化、グローバル化、情報化などの変化が加速度的に進み、生き方や働き方が多様化する現代社会にあって、こうした課題は、生きがいを実感できる社会や活力ある社会の構築を阻害する要因となるものであり、課題解決のためには、教育や学習を含めた男女平等(※)を推進するための様々な取組が必要である。

全ての人が、互いの人権を尊重し、多様な性の在り方に関する理解を深めることで、一人ひとりの命と人権が守られ、性別等にかかわらず、それぞれの個性と能力を十分に発揮できる男女平等社会を実現し、次世代につないでいくため、この条例を制定する。

#### ➤ 考え方

- ・性別等(多様な性の在り方を含む)に起因する「差別」は重要な課題であるとの認識を示すため、課題の例示に追記します。
- ・性別等にかかわらず、それぞれの個性と能力を十分に発揮できる男女平等社会を実現するためには、一人ひとりの命と人権が守られることが前提であるという内容を盛り込みます。

#### ➤ 現条例の前文に関連する事項

(※)現条例より抜粋

- (1) 性別等 男女の別だけではない多様な性の在り方(性自認(自らの性別に関する認識をいう。)及び性的指向(恋愛感情又は性的な関心がいずれの性別に向かうかの指向をいう。)を含む。)をいう。
- (2) 男女平等 全ての人が、性別等にかかわらず、その人権を尊重しつつ、社会の対等な構成員として、自らの意思によって、あらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって平等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、責任を分かち合うことができることをいう。

## 2 パートナーシップ制度の定義

・性別等にかかわらず、お互いを人生のパートナーとして、日常生活において、互いに協力し、及び扶助し合うことを約した2人が、安心して暮らし続けられることを目的として、市長がパートナーシップ届を受理した場合に、受理したことを証する書面を交付する制度をいいます。

### ➤ 考え方

- ・お互いを人生のパートナーとして日常生活において、互いに協力し、扶助し合うことを約した真摯な関係性の2人を支援します。
- ・パートナーシップ届を受理することで、性別等にかかわらず、婚姻制度を利用できない又は利用しづらいこと等による日頃の生きづらさを緩和し、安心して暮らせるようにします。
- ・異性間も含めることで、性自認・性的指向にかかわらず、多様化する生き方や価値観を尊重することにも繋がると考えます。
- ・民法で規定された婚姻とは異なり、婚姻と同等の法的な権利や義務が発生するものではありません。しかし、一人ひとりの命と人権が守られ、多様性を認め合い尊重し合う社会が構築されるよう、市、市民、事業者等に対し、パートナーシップ制度に最大限配慮し、必要な措置を講ずることを求めるとともに、意識啓発に努め、市民の人権意識の向上や性の多様性の理解に向けて取り組みます。
- ・パートナーシップの届出をすることができる者に関して必要な事項は、別に規則で定めます。

### ➤ 現条例の第2条に関連する事項

## 3 市の責務

・市は、パートナーシップ制度に最大限配慮し、必要な措置を講ずるよう努めるものとします。

### ➤ 考え方

- ・性の多様性を理解し尊重する意識・体制づくりを進めていくための市の責務を規定します。

### ➤ 現条例の第4条に関連する事項

## 4 市民の責務

・市民は、パートナーシップ制度の目的を尊重するよう努めるものとします。

### ➤ 考え方

- ・性の多様性を理解し尊重する意識・体制づくりを進めていくための市民の責務を規定します。

### ➤ 現条例の第5条に関連する事項

## 5 事業者等の責務

---

・事業者等は、その活動においてパートナーシップ制度に最大限配慮し、必要な措置を講ずるよう努めるものとします。

### ➤ 考え方

・性の多様性を理解し尊重する意識・体制づくりを進めていくための事業者等の責務を規定します。

### ➤ 現条例の第6条に関連する事項

## 6 市、市民、事業者等の禁止事項

---

・市、市民、事業者等は、何人に対しても、性自認又は性的指向に関する公表を強制し、又は禁止してはなりません。

・市、市民、事業者等は、本人の意思に反して性自認又は性的指向を第三者に公表してはなりません。

### ➤ 考え方

・カミングアウト<sup>1</sup>を強制してはいけないこと、また、カミングアウトを禁止してはいけないことを規定します。

・アウトティング<sup>2</sup>をしてはいけないことを規定します。

### ➤ 現条例の第7条に関連する事項

## 7 パートナーシップ制度の実施

---

・パートナーシップ届受理証の交付を希望する者は、規則で定めるところにより、届出書その他必要な書類を添付したうえで、市長に届け出るものとします。

・市長は、上記の規定による届出<sup>3</sup>があったときは、規則で定めるところにより、パートナーシップ届受理証を交付します。この場合において、合意契約公正証書その他の規則で定める書類の提出を受けたときは、パートナーシップ公正証書等受理証を併せて交付します。

・上記に定めるもののほか、パートナーシップ制度に関して必要な事項は、規則で定めます。

---

<sup>1</sup> 自らの性自認や性的指向等を本人が公表することをいう。

<sup>2</sup> 本人の意思に反して性自認や性的指向等を暴露する行動のことをいう。

<sup>3</sup> お互いを人生のパートナーとして、互いに協力し、及び扶助し合う関係にあることを届け出ることをいう。

➤ 考え方

- ・届出の手続等の詳細は、別に規則で定めます。
- ・公正証書等の提出があった場合は、パートナーシップ公正証書等受理証も交付することで、届出者の希望に応じた利用ができる制度とします。
- ・パートナーシップ届受理証等の交付を受けた者が、パートナーシップ制度の要件を満たさなくなり、受理証等を市に返還した場合でも、公正証書等で約した事項は、2人の中の契約事項であり、別途解消手続を行わない限り、効力が継続することについても周知します。

➤ 新たに条を設けて規定する事項

## 第2章 規則に関わる事項

この章では、パートナーシップ制度の導入にあたり、届出の手續等、条例からの委任を受けて規則で定める事項とその考え方について示します。

なお、制度導入後も必要に応じて見直しを行うこととし、他自治体との相互利用に関しても近隣の状況等を踏まえて検討をします。

### 1 パートナーシップの届出をすることができる者

・条例に規定する届出をすることができる者は、次に掲げる全ての要件を満たしている者としてします。

- (1)性別等にかかわらず、お互いを人生のパートナーとして、日常生活において、互いに協力し、及び扶助し合うことを約した2人であること。
- (2)民法(明治29年法律第89号)第4条に規定する成年に達していること。
- (3)配偶者がいないこと。
- (4)届出をしようとする者の双方が、他の者と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者でないこと。
- (5)届出をしようとする者の双方が、他の者と武蔵野市及び他の自治体のパートナーシップ制度等を利用している者でないこと。
- (6)届出をしようとする者同士が民法第734条から第736条に規定する婚姻することができない関係にないこと。
- (7)住所について次のいずれかに該当すること。
  - ・届出をしようとする者の双方が武蔵野市の区域内(以下「市内」という。)に住所を有していること。
  - ・届出をしようとする者の一方が市内に住所を有し、かつ、他の一方が市内に住所を有することを予定していること。
  - ・届出をしようとする者の双方が市内に住所を有することを予定していること。

#### ➤ 考え方

- ・届出をする2人の性自認・性的指向を問いません。戸籍上の性が同性であり、かつ性的指向が同性のカップルのみならず、戸籍上の性に違和を感じていることにより、婚姻届を提出することを困難と感じている異性カップルや、事実婚関係にある異性カップルも含め、幅広い対象者が利用できる制度です。
- ・年齢要件は、民法に規定する成年(20歳以上)に達していることとしています。なお、民法改正により、令和4(2022)年4月1日以降は満18歳以上となります。
- ・民法に規定する婚姻することができない関係(第734条:直系血族又は三親等内の傍系血族、第735条:直系姻族、第736条:養子・養親等)にないことを要件とします。
- ・届出をする2人が市内に住所を有する(予定を含む)ことを求めるとともに、同居を基本とします。
- ・制度の信頼性を担保するため、市内に住所を有することをパートナーの要件とします。
- ・転入して共同生活をしようとする2人が住居等の準備をしやすいうように、転入予定であることを明記した仮の受理証を交付します。届出後3か月以内に住民票の提出を求め、転入の事実確認後、改めて受理証の交付を行います。



## 2 届出の方法

・パートナーシップ届受理証の交付を希望する者は、パートナーシップ届及びパートナーシップ届出にあたっての要件確認書に必要事項を記入のうえ、次に掲げる書類を添付のうえ、市長に届け出るものとします。

- (1) 住民票(届出をする日前3か月以内に発行したもの。)の写し
- (2) 戸籍謄本又は戸籍抄本(届出をする日前3か月以内に発行したもの。)、その他独身であることが確認できる書類(届出をする日前6か月以内に発行したもの)
- (3) その他、市長が必要と認める書類

・市長は上記の届出を行う者が本人であることを確認するため、個人番号カード、運転免許証、旅券その他官公署が発行した証書、免許証、許可証、資格証明書等であり、本人の顔写真が添付されたもの、その他市長が適当と認める書類の提示を求めるものとします。

・パートナーシップ公正証書等受理証の交付を希望する者は、パートナーシップ公正証書等受理証交付請求書に必要事項を記入のうえ、双方が、お互いを人生のパートナーとして、日常生活において、互いに協力し、及び扶助し合うことについて合意している旨を明記した合意契約公正証書又は宣誓認証若しくは私文書認証を得た書面(以下「公正証書等」といいます。)を添付し、市長に提出するものとします。

・パートナーシップ届の届出及び公正証書等の提出(以下「届出等」といいます。)は、双方が来所のうえ、双方が署名し、提出しなければなりません。ただし、市長が特に認める場合は、この限りではありません。

### ➤ 考え方

- ・独身であることが確認できる書類とは、戸籍謄本又は戸籍抄本(発行から3か月以内)、外国籍の方は、本国が発行する婚姻要件具備証明書等、独身であることを証明できる書類(発行から6か月以内)とその日本語訳です。
- ・公正証書等は、写しを受理し、原本は返却します。
- ・公正証書等に明記すべき事項「人生のパートナー」とは、お互いを人生の伴侶とし、愛情と信頼に基づく真摯な関係にあることをいいます。
- ・公正証書等に明記すべき事項「協力し合う関係」とは、共同生活においてお互いに責任をもって助け合い協力し合うことをいいます。
- ・公正証書等に明記すべき事項「扶助し合う関係」とは、共同生活において必要な費用を分担し合うことをいいます。
- ・提出書類の内容や届け出る本人であることを直接確認する必要があるため、代理人や郵送での手続とせず、事前予約のうえ、2人揃って手続をすることとします。
- ・パートナーシップ届の届出等の場所は、事前予約のうえ、相談体制が整い、プライバシーに配慮された男女平等推進センターを基本とします。また、市民課、市政センター窓口で届出をすることも可能とします。その際は男女平等推進センター職員が対応します。

### 3 通称名の使用

---

・届出等において、社会生活上日常的に使用している氏名(以下「通称名」といいます。)の使用を希望するときは、戸籍上又は住民票の氏名と併せて、通称名を使用することができます。

#### ➤ 考え方

- ・性自認によって戸籍上の氏名に違和感を感じている方に配慮するため、社会生活上日常的に使用している氏名(通称名)を尊重します。
- ・通称名を使用する場合には、交付する受理証等の裏面に戸籍上又は住民票の氏名を記載します。

### 4 受理証等の交付

---

- ・市長は、規定するパートナーシップの届出をすることができる者から、規定する届出の方法で届出がなされた場合は、パートナーシップ届受理証を交付します。
- ・携帯用カード形式のパートナーシップ届受理証又は掲示形式のパートナーシップ届受理証の交付を希望する者は、パートナーシップ届受理証等追加交付請求書に必要事項を記載のうえ提出することで、希望する形式のパートナーシップ届受理証の交付を受けることができます。
- ・パートナーシップ届の届出に加え、パートナーシップ公正証書等受理証の交付を希望する者から規定する方法で公正証書等の提出がなされた場合は、パートナーシップ公正証書等受理証を交付します。
- ・携帯用カード形式のパートナーシップ届受理証、掲示形式のパートナーシップ届受理証及びパートナーシップ公正証書等受理証における発行にかかる手数料について必要な事項は、別に条例で定めるものとします。

#### ➤ 考え方

- ・携帯できるカードサイズの受理証を発行することで、利便性を高めます。
- ・パートナーシップ届は、住民票や戸籍の記載の変更を伴わないため、パートナーシップ届受理証の初回の交付については、無料とします。
- ・パートナーシップ届受理証に加え、携帯用カード形式のパートナーシップ届受理証、掲示形式のパートナーシップ届受理証、パートナーシップ公正証書等受理証の交付を行う場合や再交付については、本市発行の各種証明書等発行手数料を勘案し、適切な額の手数料を定めます。

## 5 届出等事項の変更

---

・届出等において、提出した書類に記載した事項に変更があった場合は、パートナーシップ届等に係る届出等事項変更届に、市長が必要と認める書類を添付のうえ、市長に届け出なければなりません。

### ➤ 考え方

- ・届出等事項の変更の届出は1人でも可とします。
- ・届出等事項の変更を届け出るときは、本人確認書類の提示と戸籍や住民票等の提出書類の添付を求めます。
- ・届出等事項の変更を届け出ることによって、受理証等の記載事項に変更が生じる場合は、変更内容を反映した新たな受理証等と差し替えるものとします。

## 6 受理証等の再交付

---

・届出等をした者が、次の各項目に掲げる事項を理由とするパートナーシップ届受理証、携帯用カード形式のパートナーシップ届受理証、掲示形式のパートナーシップ届受理証又はパートナーシップ公正証書等受理証の再交付を希望する場合は、パートナーシップ届受理証等再交付請求書に、市長が必要と認める書類を添付のうえ、市長に提出するものとします。

(1)紛失・毀損

(2)特に市長が認めたもの

・上記における発行にかかる手数料について必要な事項は、別に条例で定めます。

### ➤ 考え方

- ・再交付のための手続は1人でも可とします。
- ・再交付のための手続の際は、本人確認書類の提示と戸籍や住民票等の添付を求めます。

## 7 受理証等の返還

・パートナーシップ届受理証等の交付を受けた者が、次のいずれかに該当する場合は、パートナーシップ届受理証等返還届により、市長に届け出なければなりません。ただし、パートナーの転勤等の事情、その他やむを得ない理由により一方が一時的に市内に居住をすることが困難となったことに伴い、規定する各要件を満たさなくなった者については、引き続き規定するその他要件を満たす場合は、この限りではありません。

(1)お互いを人生のパートナーとして、日常生活において、互いに協力し、及び扶助し合う関係性を解消したとき

(2)届出をした者の一方又は双方が市外に転出したとき

(3)届出をした者の一方が死亡したとき

(4)上記に掲げるもののほか、規定する要件を満たさなくなったとき

・上記の規定による届出(上記(3)による場合を除く。)をした者は、速やかに受理証等を市長に返還しなければなりません。

### ➤ 考え方

- ・制度の信頼性を担保するため、関係性を解消したときや転出したときには、届出のうえ受理証等の返還を求めます。
- ・死亡時は、受理証等の提示は求めますが、心情に配慮し返還は任意とします。
- ・1人での届出も可能とし、届出の事実があったことは、原則として双方に通知します。
- ・パートナーの転勤等、一方が一時的に市内に居住をすることが困難となったときは、引き続きパートナーシップ関係が継続している場合には、届出を求めないこととします。

## 8 受理証等の取消等

・市長は、届出等をした者が虚偽その他の不正な方法により、受理証等の交付(再交付を含む。)を受けたとき又は受理証等を不正に使用したときは、その受理証等を取り消すことができます。

・上記の規定により、受理証等を取り消された者は、直ちに当該受理証等を市長に返還しなければなりません。

### ➤ 考え方

- ・虚偽又は不正な手続により交付された受理証等や不正に使用された受理証等を取り消すことで制度の信頼性を担保します。
- ・取消を行った場合は、直ちに受理証等の返還を求めるものとします。

## 9 届出等に係る書類の保存期間

---

・30年保存とします。

### ➤ 考え方

- ・パートナーシップ届受理後、市の文書管理規則における最長の区分である30年保存とし、受理証等にその旨を明記します。

武蔵野市男女平等の推進に関する条例

目次

前文

第1章 総則(第1条—第8条)

第2章 男女平等の推進に関する基本的施策(第9条—第21条)

第3章 男女平等推進審議会(第22条)

第4章 男女平等に関する施策等に係る苦情の処理(第23条・第24条)

第5章 雑則(第25条)

付則

我が国においては、個人の尊重と法の下での平等が日本国憲法でうたわれ、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」に基づく国際社会における取組とも連動しつつ、男女平等の実現に向けた様々な取組が進められてきた。なかでも、男女共同参画社会基本法においては、男女共同参画社会の実現が21世紀の最重要課題と位置づけられている。

本市においても、昭和60年に婦人問題懇談会を設置し、以来「武蔵野市女性行動計画」をはじめ数次にわたる男女共同参画計画を策定し、総合的かつ計画的に男女平等を推進するための施策に取り組んできた。

また、都市文化や市民活動及び事業活動の持ち味を生かし、一人ひとりを大切に自治と連携のまちづくりを推進してきた。なかでも、昭和50年代における吉祥寺の環境浄化運動のさがけとなる活動、平成10年以降の男女共同参画を推進する拠点施設の運営などにおいて、女性が積極的な役割を担ってきた経緯がある。

しかしながら、今なお、性別等による固定的な役割分担の意識、当該役割分担が反映された社会的慣行、性別等に起因する暴力、政策等への参画格差、賃金格差、教育格差等、多くの課題が残されている。少子高齢化、グローバル化、情報化などの変化が加速的に進み、生き方や働き方が多様化する現代社会にあって、こうした課題は、生きがいを実感できる社会や活力ある社会の構築を阻害する要因となるものであり、課題解決のためには、教育や学習を含めた男女平等を推進するための様々な取組が必要である。

全ての人が、互いの人権を尊重し、多様な性の在り方に関する理解を深めることで、性別等にかかわらず、それぞれの個性と能力を十分に発揮できる男女平等社会を実現し、次世代につないでいくため、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、男女平等の推進について、基本理念を定め、武蔵野市(以下「市」という。)、市民及び事業者等の責務を明らかにするとともに、市の施策の基本的事項を定めることにより、男女平等の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図り、もって男女平等社会を実現することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 性別等 男女の別だけではない多様な性の在り方(性自認(自らの性別に関する認識をいう。)及び性的指向(恋愛感情又は性的な関心がいずれの性別に向かうかの指向をいう。)を含む。)をいう。
- (2) 男女平等 全ての人が、性別等にかかわらず、その人権を尊重しつつ、社会の対等な構成員として、自らの意思によって、あらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって平等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、責任を分かち合うことができることをいう。
- (3) 市民 市内に住所を有し、市内の学校に在学し、市内の事務所若しくは事業所に勤務し、又は市内において活動する個人をいう。
- (4) 事業者等 営利と非営利とを問わず、市内において活動を行う法人その他の団体及び市内において事業活動を行う個人をいう。
- (5) 性別等による差別的取扱い 次に掲げる取扱いをいう。
  - ア 性別等を理由とする直接的かつ不合理な取扱い
  - イ 直接に差別的な条件、待遇差等を設けていないが、性別等による著しい不利益を被るおそれがある基準、

慣行等を適用する取扱い

- (6) 親密な関係における暴力等 次に掲げる行為をいう。
- ア ドメスティック・バイオレンス(配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成13年法律第31号)第1条第1項に規定する配偶者からの暴力及び交際の相手方その他親密な関係にあり、若しくは親密な関係にあった者からの身体に対する暴力(身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。)又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動をいう。)
  - イ ストーカー行為(ストーカー行為等の規制等に関する法律(平成12年法律第81号)第2条第3項に規定するストーカー行為をいう。)
- (7) 性に関するハラスメント 相手の意思に反する性的な発言、行動等が、相手又は周囲の者に対し不快感を与え、尊厳を傷つけ、不利益を与え、又は脅威を与えることをいう。
- (8) リプロダクティブ・ヘルス 人間の生殖システム並びにその機能及び活動過程の全ての側面において、単に疾病又は障害がないだけでなく、身体的、精神的及び社会的に完全に良好な状態であることをいう。
- (9) セクシュアル・ライツ 性に関することを自ら管理し、自由に、かつ、責任をもって決定でき、そのための情報及び手段を得ることができる基本的権利をいう。
- (10) メディア・リテラシー 新聞、テレビ、インターネットその他のメディアが伝える様々な情報を批判的に読み解き、主体的に取捨選択して活用する能力及び当該メディアを適切に選択して自ら情報を発信する能力をいう。
- (11) ポジティブ・アクション 性別等による格差を改善し、実質的な男女平等社会を実現するための積極的な措置をいう。

(基本理念)

第3条 市、市民及び事業者等は、次に掲げる基本理念(以下「基本理念」という。)に基づいて、男女平等社会の実現に向けた取組を推進するものとする。

- (1) 全ての人、性犯罪、親密な関係における暴力等その他の性別等に起因する暴力(以下単に「性別等に起因する暴力」という。)、性別等による差別的取扱い、性に関するハラスメントその他の性別等に起因する人権侵害(以下単に「性別等に起因する人権侵害」という。)を受けることなく、個人として尊重されること。
- (2) 全ての人、性別等による固定的な役割分担の意識並びに当該役割分担が反映された社会的な制度及び慣行にとらわれることなく、個人の能力及び個性を發揮し、自らの意思と責任により多様な生き方を選択できること。
- (3) 全ての人、性別等にかかわらず、社会の平等な構成員として、あらゆる分野における活動方針の立案及び決定への平等な参画を確保されること。
- (4) 全ての人、性別等にかかわらず、それぞれの協力及び社会の支援の下に、家庭生活における活動と地域及び仕事の場における活動との調和のとれた生活を営むことができること。
- (5) 全ての人、それぞれの性を理解し、及び尊重し合うとともに、リプロダクティブ・ヘルスに関する権利及びセクシュアル・ライツを認め合い、生涯にわたり健康な生活を営むことができること。
- (6) 全ての人、国際社会及び国内における男女平等に係る取組を積極的に理解し、推進することができること。
- (7) 性別等に起因する困難を有する者だけでなく、知的又は精神的な障害があること等に加えて当該困難を有することで複合的に困難な状況にある者への支援が行われるとともに、これらの者が安心して暮らせる環境の整備に向けた取組が行われること。
- (8) 保育、幼児教育、学校教育、生涯学習その他のあらゆる教育及び学習の場において、男女平等社会を支える意識及び態度の形成に向けた取組が行われること。

(市の責務)

第4条 市は、基本理念に基づき、男女平等を推進する施策を総合的かつ計画的に実施するために必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、男女平等の推進にあたっては、国及び他の地方公共団体と連携を図るとともに、市民及び事業者等と協働するものとする。

3 市は、率先して男女平等の推進に取り組むとともに、市民及び事業者等の模範となるよう努めるものとする。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念に基づき、男女平等に対する理解を深め、家庭、学校、地域、仕事の場その他の社会のあ

らゆる場において、男女平等を積極的に推進するよう努めるものとする。

2 市民は、市が実施する男女平等を推進する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者等の責務)

第6条 事業者等は、基本理念に基づき、その活動において男女平等を積極的に推進するよう努めるものとする。

2 事業者等は、市が実施する男女平等を推進する施策に協力するよう努めるものとする。

(禁止事項)

第7条 市及び事業者等は、その事業及び活動において性別等による差別的取扱いを行い、又はその職場等において性に関するハラスメントを行わせてはならない。

2 市民は、性別等に起因する人権侵害を行ってはならない。

(公表される情報への配慮等)

第8条 市、市民及び事業者等は、情報を公表する際には、性別等による差別的取扱い若しくは性別等による固定的な役割分担の意識を助長し、若しくは是認させ、又は性別等に起因する暴力を誘発することのないよう配慮するものとする。

## 第2章 男女平等の推進に関する基本的施策

(男女平等推進計画の策定)

第9条 市長は、男女平等を推進する施策を総合的かつ計画的に実施するため、武蔵野市男女平等推進計画(男女共同参画社会基本法(平成11年法律第78号)第14条第3項の規定により市が策定する計画をいう。以下「推進計画」という。)を策定するものとする。

2 市長は、推進計画の策定又は変更にあたっては、武蔵野市男女平等推進審議会(以下「審議会」という。)に諮問するものとする。

3 市長は、推進計画の策定又は変更にあたっては、市民及び事業者等の意見を反映することができるよう、適切な措置をとるものとする。

4 市長は、推進計画を策定し、又は変更したときは、速やかにこれを公表するものとする。

(推進計画の年次報告)

第10条 市長は、推進計画の実施状況について、年次報告を作成し、審議会の評価及び意見を添えて、これを公表するものとする。

(推進体制等)

第11条 市は、男女平等を推進する施策を総合的かつ計画的に実施するため、必要な体制を整備するとともに、財政上の措置を講ずるものとする。

第12条 市は、武蔵野市立男女平等推進センター条例(平成27年12月武蔵野市条例第63号)第1条に規定する武蔵野市立男女平等推進センター(以下「センター」という。)を、男女平等を推進するための拠点とする。

2 市は、センターにおいて、男女平等に関する相談への対応を行うほか、男女平等を推進するための事業を行うものとする。

3 市は、センターのほか、男女平等に関する相談のうち、性別等に起因する暴力に関するものを受け取るための窓口を設置する。

4 市は、前2項に規定する相談を受けたときは、必要に応じて関係機関と連携し、適切な措置を講ずるものとする。

(調査研究)

第13条 市は、男女平等を推進する施策の策定及び変更に必要な調査研究を行うものとする。

(啓発、普及及び広報)

第14条 市は、市民及び事業者等に対して、男女平等の推進に必要な啓発、普及及び広報活動を実施するものとする。

2 市は、市民及び事業者等に対して、男女平等に関して、メディア・リテラシーの向上が図られるよう、必要な支援を行うものとする。

(市民及び事業者等の活動に対する支援)

第15条 市は、男女平等の推進に関する活動を行う市民及び事業者等に対し、情報提供その他の必要な支援を行うものとする。

(性別等に起因する暴力の根絶及び被害者への支援)



第16条 市は、家庭、学校、地域、仕事の場その他の社会のあらゆる場における性別等に起因する暴力の根絶に向けて必要な措置を講ずるとともに、性別等に起因する暴力により被害を受けた者に対し、必要な支援を行うものとする。

(家庭生活と社会生活との調和)

第17条 市は、全ての人が、性別等にかかわらず、家庭生活における活動と地域及び仕事の場における活動との調和のとれた生活を営みながら、多様な生き方を選択し、実現できるよう必要な支援を行うものとする。

(セクシュアル・ライツへの配慮及びリプロダクティブ・ヘルスに関する支援)

第18条 市は、市民のセクシュアル・ライツに配慮するとともに、市民が生涯を通じてリプロダクティブ・ヘルスを実現し、かつ、保持できるよう、教育、啓発その他の必要な支援を行うものとする。

(教育及び学習に携わる者に対する支援)

第19条 市は、保育、幼児教育、学校教育、生涯学習その他のあらゆる教育及び学習の場において、男女平等社会を支える意識及び態度の形成に向けた取組が行われるよう、当該教育及び学習に携わる者に対し必要な支援を行うものとする。

(防災施策における男女平等の推進)

第20条 市は、防災、災害対応、復興その他の災害に関するあらゆる局面において、男女平等の視点が確保されるよう必要な措置を講ずるものとする。

(ポジティブ・アクション)

第21条 市は、第14条から前条までに定めるもののほか、社会のあらゆる分野における活動において、性別等による格差が生じていると認められる場合には、ポジティブ・アクションを講ずるよう努めるものとする。

### 第3章 男女平等推進審議会

第22条 男女平等の推進について調査し、及び審議するため、審議会を設置する。

2 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について審議し、及び答申する。

(1) 推進計画の策定及び変更に関すること。

(2) 推進計画の実施状況の評価に関すること。

(3) 市が実施する男女平等の推進に関する施策又は男女平等の推進に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情(以下「苦情」という。)の処理の在り方に関すること。

(4) 前3号に掲げるもののほか、男女平等の推進に関すること。

3 審議会は、前項各号に掲げるもののほか、男女平等の推進のため必要があると認める事項について、市長に意見を述べるができる。

4 審議会は、男女平等の推進に関して優れた識見を有する者及び公募による市民のうちから、市長が委嘱する委員12人以内をもって組織する。

5 審議会の委員の任期は2年とし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

6 審議会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

7 審議会の委員の報酬及び費用弁償は、武蔵野市非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例(昭和36年2月武蔵野市条例第7号)に定めるところによる。

8 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関して必要な事項は、規則で定める。

### 第4章 男女平等に関する施策等に係る苦情の処理

(苦情の申立て)

第23条 市民及び事業者等は、市に対して、苦情を申し立てることができる。

2 苦情の申立ての窓口は、センターに置く。

3 市は、苦情について、公正かつ適切に対応するものとする。

4 前3項に定めるもののほか、苦情の申立てに関して必要な事項は、規則で定める。

(苦情処理委員会)

第24条 苦情について、公正かつ適切に対応するため、武蔵野市男女平等に関する苦情処理委員会(以下「苦情処理委員会」という。)を設置する。

2 苦情処理委員会は、審議会の委員の中から市長が別に委嘱する委員3人以内をもって組織する。

3 苦情処理委員会の委員の任期は、審議会の委員の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

- 4 苦情処理委員会は、苦情の申立てに係る市の施策を実施する機関に対し、資料の提出及び説明を求め、必要があると認めるときは是正その他の措置を講じるよう意見を述べることができる。
- 5 苦情処理委員会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。
- 6 苦情処理委員会の委員の報酬及び費用弁償は、武蔵野市非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例に定めるところによる。
- 7 前各項に定めるもののほか、苦情処理委員会の組織及び運営に関して必要な事項は、規則で定める。

#### 第5章 雑則

第25条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

#### 付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に存する男女共同参画社会基本法第14条第3項の規定により策定された武蔵野市男女共同参画計画は、第9条第1項の規定により策定される推進計画となり、同一性をもって存続するものとする。

(武蔵野市立武蔵野市民会館条例の一部改正)

- 3 武蔵野市立武蔵野市民会館条例(昭和59年10月武蔵野市条例第36号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

(武蔵野市立男女共同参画推進センター条例の一部改正)

- 4 武蔵野市立男女共同参画推進センター条例(平成27年12月武蔵野市条例第63号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

付 則(令和元年7月1日条例第22号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

武蔵野市パートナーシップ制度素案

令和3(2021)年6月

発行 武蔵野市市民部市民活動推進課男女平等推進センター

〒180-0022 武蔵野市境 2-3-7 市民会館1階

電話 0422-37-3410